

令和8年度 事業計画

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

はじめに

少子高齢化の進展と今後も人口減少が続くことが見込まれており、我が国は急速に超高齢化社会を迎えています。

労働力不足は深刻化し、高齢者のより一層の活躍が社会経済の重要な役割を担っています。そのためにシルバー人材センターは、定年退職者などの高齢者にそのライフスタイルに合わせた仕事を提供するとともに、地域の高齢者が就業やボランティア活動などさまざまな社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と地域社会の活性化に貢献してきました。高齢者が長年の就業経験を通じて培ってきたスキルやノウハウは、高齢化社会の多様なニーズの受け皿として、シルバー人材センターへの期待はより一層大きなものになっています。

こうした中、当センターにおきましても、会員数を増加させ、地域の活性化につなげるよう努力をしておりますが、残念ながら思ったように成果が上がっておりません。今年度も会員の就業ニーズの把握に努め、効率的な事業の推進と活性化に努めてまいりますので会員の皆様のご協力をお願いします。

また、シルバー事業（請負・委任）における新たな契約方法への移行について、フリーランス新法の趣旨を踏まえて令和8年4月から公共事業から移行、一般家庭、民間事業についても他のシルバー人材センターの動向を注視しながら、準備が整い次第、円滑な移行に努めて参ります。

さらに、公益法人制度の改革により、財務規律の柔軟化・明確化、行政手続の簡素化・合理化、ガバナンスの充実、透明性の向上による外部理事・監事の導入など重要な変更があり、法人が柔軟かつ効率的に運営され、迅速に事業を展開できる体制も整えることができるように情報を収集するなどの確迅速に対応していかなければなりません。

今後も基本理念である「自主・自立」「共働・共助」の下、国等からの補助金の見直しが図られたところではありますが、事業収支の健全化に努めるとともに、会員・役員・事務局職員が一体となって、地域社会から信頼されるシルバー人材センターを目指し、効率的な事業の推進を図ります。

1 事業目標

公益社団法人として、営利法人として対応することが困難な定年退職者（自営業者を含む）等の希望・体力・能力に応じた臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務（雇用によるものを除く。）に係る就業等の機会を確保し、生きがいの充実、社会参加の促進を図ることにより、高齢者の能力を活かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とします。

2 高齢者の就業に関する情報の収集と提供及び就業機会の開拓と提供

なお続く厳しい社会環境の下、国・県・市・兵庫県シルバー人材センター協会ほか関係団体及び民間事業所等との連携を密にしつつ、就業に関する情報を収集し、会員に対する就業機会の開拓と提供に努めます。

3 高齢者に対する臨時的かつ短期的な就業又は軽易な業務に係る就業機会の確保及び提供。

就業開拓の推進のため、市内の事業所、公共機関等（市役所、市役所出先機関等）を訪問し、受注件数の拡大を行います。

また、高齢者就業相談業務を推進することで就業機会の確保及び提供を行います。

4 高齢者の就業に関する調査及び研究

研修会・交流会・視察等を通じて情報の交換・研究・調査を行い、事業の発展充実に努めます。

5 高齢者に対する就業相談の実施（有料職業紹介事業）

兵庫県シルバー人材センター協会（以下「兵シ協」という。）の実施する有料職業紹介事業の実施事業所として、高齢者の就業に適した臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務に係る雇用を希望する高齢者の多様な働き方の選択肢として、職業紹介事業を実施します。

6 一般労働者派遣事業（シルバー派遣事業）

兵シ協が実施する一般労働者派遣事業（シルバー派遣事業）の実施事業所として、高齢者の就業に適した臨時的かつ短期的又はその他の軽易

な業務に係る雇用を希望する高齢者にシルバー派遣事業を実施します。

7 安全・適正就業の推進

- (1) 安全は、高齢者が就業等の活動を通じて社会参加をする上で最も重要な課題であり、「安全は全てに優先する」の理念の下、高齢者が自らの健康の維持と安全の確保を図りながら、センターから提供された仕事を安全かつ適正に遂行できるよう、安全意識の高揚と啓発活動を行います。また、安全パトロールを年2回以上実施するとともに、刈払い機、剪定講習などへの積極的な参加を促します。
- (2) シルバー事業における就業内容は、「臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務」が事業運営の基本であり、高齢者にふさわしい就業機会の提供を念頭に、より慎重に関係法令の遵守と実効ある適正就業対策の推進に努めます。

8 健全な財政運営と運営方法等の見直し

安定した財政状況を図るため、国及び洲本市補助金の安定的な確保に努めるとともに、経常経費の削減など徹底した事務事業の見直しを進め財政基盤の安定及び強化に努めます。

センターを取り巻く環境が大きく変わろうとしている中、役職員及び会員が一丸となり、国や県の進める施策、最低賃金の改正など、他のシルバーの動向を注視しながら配分金の見直し等を図り、財政の健全化、会員の拡大、就業開拓の取り組みを推進し、事業運営に取り組みます。

持続的で社会に求められるセンターであり続けるために、社会・経済情勢や会員のニーズに対応できる、柔軟な組織体制の構築や事務局職員が自己啓発と能力向上に努め、またそれぞれの課題を解決するため事務所職員の定例会議を実施、解決に努めます。

就業や社会奉仕活動を通じて、地域への社会貢献を進めながら、地域から信頼されるセンターを目指します。また、個々の会員がセンター会員としての意識を高め、より地域社会に貢献できるように努めます。

9 新たな契約方法への移行

厚生労働省からフリーランス新法の趣旨を踏まえ、契約方法の見直しを行うことが基本方針として示されました。令和8年4月より新たな契

約方法への移行を進めます。

1 0 会員の相互扶助事業

会員の自主的な共働・共助の精神に基づき、福祉の向上と親睦を図る一環として、親睦委員会の開催、会員親睦旅行、また「できることを」「できる範囲」で社会奉仕活動（清掃活動等）を実施します。

1 1 公益法人としての事業実施

定時総会、理事会（業務執行打合せを含む）、監査、会計処理の適正化を図るため公認会計士による関係書類等の確認、総会、理事会その他各種会議を開催します。

また、令和6年5月に可決、成立されました公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の一部を改正する法律への対応に取り組みます。

- (1) 財務規律の柔軟化
- (2) 行政手続きの簡素化・合理化
- (3) 自立的ガバナンスの充実、透明性の向上
 - ア 理事・監事間の特別利害関係の排除
 - イ 外部理事・監事の導入

1 2 事務所移転について

現在の事務所は、経年劣化等により著しく傷んでおり、現在の耐震基準にも満たしていないなど、近い将来発生するであろう南海トラフ地震にも備えるため、事務所移転は、喫緊の課題として捉えています。

このことから、引き続き、市当局への要望を続けていきます。